

# SATO通信

80号

hssr.sato-group.com

労働時間を短縮できる設備の導入と新たな休暇制度を設けた事業主に対して助成

## 働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進コース)

### 対象事業主

- ① 労災保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
- ② 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
- ③ 支給申請時点で、「成果目標」に向けた条件を満たしていること。

### 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取り組みを実施してください。

- ① 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- ② 「**時間単位の年次有給休暇制度**」かつ、「**特別休暇**」(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

※上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの**賃金額を3%または、5%以上引き上げる**ことを成果目標に加えることができます。

### 【導入事例】

- 病院 : レセプトコンピューター  
 飲食業 : スチームコンベクションオープン  
 建設業 : ドローン  
 製造業 : 食品加工機械

### 助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給します。

以下のいずれか低い方

成果目標に応じた**上限額**および**加算額**

対象経費の**合計額×補助率3/4または4/5**

1. 成果目標②、③の上限額 :それぞれ **25万円**
2. 賃金引き上げの達成時の加算額  
(11人以降は1人当たり10~16万円の加算)

	1~3人	4~6人	7~10人
3%以上 引上げ	<b>30万円</b>	<b>60万円</b>	<b>100万円</b>
5%以上 引上げ	<b>48万円</b>	<b>96万円</b>	<b>160万円</b>



SATO-GROUP

北海道SATO社会保険労務士法人

北海道社会労働保険協会

TEL 011(351)9914

FAX 011(712)0121

〒065-0005 札幌市東区北5条東8丁目1-33



詳しくは担当者まで  
ご連絡下さい!  
ご説明いたします。